

(単位:件)

業種・項目別	事業種別																合計	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型通所介護		指定(介護予防)認知症対応型通所介護		指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護		指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護		指定地域密着型特定施設入居者生活介護		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		指定看護小規模多機能型居宅介護			
	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
(22) 管理者、計画担当介護支援専門員の責務等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 運営規程、重要事項説明書	-	-	1	5	1	2	0	3	2	6	0	1	1	2	0	1	5	20
(24) 勤務体制の確保等	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(25) 業務継続計画の策定等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) 定員の遵守	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 非常災害対策	-	-	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	6
(28) 衛生管理等	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	2
(29) 掲示	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 秘密保持等	-	-	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
(31) 広告	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4
(32) 苦情処理	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 協力医療機関等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(34) 調査への協力等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 利用者家族・地域との連携等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
(36) 事故発生の防止・発生時の対応	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2
(37) 虐待の防止	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 会計の区分	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 記録の整備	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(40) その他	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
小計	-	-	3	12	2	2	0	8	4	25	0	2	8	12	0	2	17	63
4 介護給付費の算定及び取扱い																		
(1) 基本報酬	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(2) 各種加算・減算	-	-	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	4	2
小計	-	-	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	5	2
5 変更届等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
合計	-	-	5	12	3	2	0	10	4	27	0	3	11	12	0	3	23	69

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

根拠法令等の凡例

- 法 : 介護保険法（H9. 12. 17法律第123号）
- 施行規則 : 介護保険法施行規則（H11. 3. 31厚生省令第36号）
- 条例 : 太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（H25. 3. 21条例第9号）
- 予防条例 : 太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（H25. 3. 21条例第10号）
- 規則 : 太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則（H18. 3. 29規則第15号）
- 解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18. 3. 31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- 報酬告示 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省告示第126号）
- 予防報酬告示 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省告示第128号）
- 留意事項 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18. 3. 31老計発0331005・老振発
- 居宅介護支援基準 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11. 3. 31厚生省令第38号）
- 介護予防支援基準 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18. 3. 14厚生労働省令第37号）
- 居宅介護解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11. 7. 29老企第22号）
- 介護予防支援解釈通知 : 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18. 3. 31老振発第0331003号・老老発第0331016号）

備考：分類に当たり、指摘事項及び根拠法令等について、事業所へ送付した実地指導結果とは表記が異なる場合あり

○指定地域密着型通所介護

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(8)	関係他種事業者等との連携 指定居宅介護支援事業者との連携を図り、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行なってください。	・条例第59条の20（第15条第1項及び第17条の準用） ・解釈通知第三・二の二3(14)（第三・一4(7)及び(9)の準用）	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録（モニタリング）を行い、当該目標及び内容について利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。	・条例第59条の10第5項 ・解釈通知第三・二の二3(3)⑤	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書 運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第59条の12及び第59条の20（第9条第1項の準用） ・解釈通知第三・二の二3(5)及び(14)（第三・一4(2)①の準用）	1
4	(2)	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置してください。	・報酬告示別表2の2 注13 ・留意事項第23の2(11)	1
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定について、介護職員総数のうち介護福祉士の割合が50%を満たすよう配置してください。	・報酬告示別表2の2 注ハ ・留意事項第23の2(25)	1
			合計	5

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	・条例第59条の20（第9条第1項の準用） ・解釈通知第三・二の二3(14)（第三・一4(2)①の準用）	1
	(12)	利用料等の受領、預り金 「その他日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又は家族の自由な選択に基づき行われるものであるため、全ての利用者に一律に提供される機能訓練に係る費用について「その他日常生活費」として徴収することは適切ではないので、改善してください。 ・脳トレ物品準備費	・条例第59条の7第3項 ・予防条例第22条第3項 ・解釈通知第三・二の二3(1)② ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H12. 3. 30老企第54号）	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書 運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第59条の12及び第59条の20（第9条第1項の準用） ・解釈通知第三・二の二3(5)及び(14)（第三・一4(2)①の準用）	5

(27)	非常災害対策	避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第59条の15 ・解釈通知第三・二の二3(8) ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について (S62.9.18社施第107号) ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号) 	1
(28)	衛生管理等	定期的(年2回以上及び新規採用時)に職員研修を実施し、感染症及び食中毒の予防等の周知を図ってください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第59条の16第2項 ・解釈通知第三・二の二3(9)② ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル (H25.3 厚生労働省公表) (P21-24) 	1
(30)	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第59条の20 (第35条第3項の準用) ・解釈通知第三・二の二3(14) (第三・一4(26)③の準用) 	2
(31)	広告	指定地域密着型通所介護事業所について広告する場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第59条の20 (第36条の準用) 	1
合 計				12

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）認知症対応型通所介護（共用型含む）

1. 文書指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23)	運営規程、重要事項説明書 重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第128条（第9条第1項の準用） ・予防条例第86条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・五4（16）（第三・一4（2）①の準用）	1
	(30)	秘密保持等 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。	・条例第128条（第35条第3項の準用） ・予防条例第86条（第33条第3項の準用） ・解釈通知第三・五4（16）（第三・一4（26）③の準用）	1
4	(1)	基本報酬 認知症対応型通所介護のサービスを利用するにあたり、所要時間において、当日のサービスの進行状況や利用者家族の出迎えの都合で利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、通所介護サービスが提供されているとは認められません。（該当する事例がありました。） また、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・報酬告示別表3 注1 ・予防報酬告示別表1 注1 ・留意事項第二4（1）（3の2（1）の準用）	1
			合 計	3

2. 口頭指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23)	運営規程、重要事項説明書 運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第128条（第9条第1項の準用） ・予防条例第86条（第11条第1項の準用） ・解釈通知第三・五4（16）（第三・一4（2）①の準用）	2
			合 計	2

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

1. 文書指摘 : なし

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を1以上としてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第82条第1項及び第2項 ・ 予防条例第44条第1項及び第2項 ・ 解釈通知第三・四2(1)②ロ 	2
3	(14) 取扱方針	居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付けた場合は、当該居宅サービス計画作成に際し意見を求めた主治の医師等に当該計画を交付してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第19号から20号まで】 ・ 居宅介護解釈通知第三3(8)② 	1
		指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であることから、次のような状態が継続する場合は、運営推進会議にサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回程度の利用 ・ ほぼ毎日の宿泊サービスの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解釈通知第三・四4(5)①及び第四・三2(2)④ 	2
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	介護支援専門員は、サービス担当者会議に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第93条第2項【居宅介護支援基準第13条第9号】 ・ 居宅介護解釈通知第三3(8)⑨ 	1
	(23) 運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第100条及び第108条（第9条第1項の準用） ・ 予防条例第57条及び第65条（第11条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(13)及び(23)（第三・一4(2)①の準用） 	3
	(24) 勤務体制の確保等	利用者に対する適切な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第108条（第59条の13第1項の準用） ・ 予防条例第65条（第28条第1項の準用） ・ 解釈通知第三・四4(23)（第三・二の二3(6)①の準用） 	1
合 計				10

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

1. 文書指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(12)	利用料等の受領、預り金	保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められませんので、改善してください。	1
	(14)	取扱方針	緊急やむを得ず身体拘束を行っている利用者について、当初の「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の解除予定日を設定せず、身体拘束が行われている事例がありました。「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の内容を参考に身体拘束の解除予定日（「一時性」の要件を満たす期間とする）を設定するとともに、経過観察及び身体拘束解除に向けた定期的な再検討を行い、その結果について記録を残してください。	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	2
			合計	4

2. 口頭指摘

（単位：件）

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	5
	(4)	入退居（所）	入居申込者の入居に際しては、主治医の意見書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしてください。	1
	(12)	取扱方針	別途利用者負担とすることは適切でない費用徴収がありましたので、改善してください。	2
	(14)	取扱方針	自己評価及び外部評価の項目は、群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱に定めるものとしてください。	1
	(15)	計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	認知症対応型共同生活介護の提供開始に際し、計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。	2
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	6
	(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害（地震・風水害）に関する具体的な計画を策定してください。	4
	(30)	秘密保持等	面会受付記録について、一覧形式ではなく個票管理にする等、個人情報の漏えい対策を講じてください。	1
	(31)	広告	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所について広告する場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。	2

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(35) 利用者家族・地域との連携等	運営推進会議は書面開催ではなく集合方式としてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第128条（第59条の17第2項の準用） ・予防条例第86条（第39条第2項の準用） 	1
4	(2) 各種加算・減算	看取り介護加算について、退去の翌月に亡くなった場合の請求についても説明し、文書で同意を得てください。	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬告示別表5の注8 ・厚生労働省告示第96号第三十三 ・留意事項第二6(7) ・利用者等告示四十 	1
5	変更届等	運営規程に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	<ul style="list-style-type: none"> ・法第78条の5第1項及び第115条の15第1項 ・施行規則第131条の13第1項第5号及び第140条の30第1項第2号 	1
合 計				27

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型特定施設入居者生活介護

1. 文書指摘 : なし

2. 口頭指摘

(単位: 件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
3	(23) 運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので修正してください。	・条例第133条第1項及び第145条 ・解釈通知第三・六3(1)及び(10)	1
	(31) 広告	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所について広告する場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。	・条例第149条（第36条の準用）	1
4	(2) 各種加算・減算	<p>看取り介護加算(I)の算定においては、以下の措置を講じてください。</p> <p>○次の掲げる事項を介護記録等に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ・療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ・看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録 <p>○利用者等に対する随時の説明に係る同意について、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載する。</p> <p>○看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、施設に入居していない月についても自己負担を請求される可能性がある（例えば、利用者が退居等し、その翌月に亡くなった場合は、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合がある）ことを説明し、文書にて同意を得る。</p>	<p>・報酬告示 別表6ニ ・留意事項 第二7(14)</p>	1
			合 計	3

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 文書指摘

(単位：件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(14) 取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ってください。	・条例第182条第8項第1号 ・解釈通知第三・七4(4)③	1
		介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施してください。	・条例第182条第8項第3号 ・解釈通知第三・七4(4)⑤	1
	(15) 計画作成、交付、計画に沿ったサービスの提供等	地域密着型施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行うとともに、その結果を定期的に記録してください。	・条例第189条(第158条第10項の準用) ・解釈通知第三・七4(5)⑩	1
	(23) 運営規程、重要事項説明書	運営規程の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第186条 ・解釈通知第三・七5(8)②(第三・七4(18)⑤の準用)	1
	(28) 衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ってください。	・条例第171条第2項 ・解釈通知第三・七4(21)②イ	1
		介護従業者その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施してください。	・条例第171条第2項 ・解釈通知第三・七4(21)②ハ	1
(35) 利用者家族・地域との連携等	運営推進会議を、おおむね2月に1回以上開催してください。	・条例第177条(第59条の17第1項の準用) ・解釈通知第三・七4(28)(第三・二の二3(10)①の準用)	1	
(36) 事故発生の防止・発生時の対応	事故発生の防止のための従業者に対する定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施してください。	・条例第175条第1項 ・解釈通知第三・七4(25)④	1	
4	(2) 各種加算・減算	初期加算の算定について、当該地域密着型介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合、入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定してください。	・報酬告示別表7 ホ注 ・留意事項第二の8(20)	1
		介護職員処遇改善加算(I)の算定において、介護職員の資質向上のための研修の実施又は研修の機会の確保に関して具体的な計画を策定してください。【キャリアパス要件II】	・報酬告示別表第7ノ ・留意事項第二8(42)	1
5	変更届等	運営規程に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、市役所介護サービス課に届け出てください。	・法第78条の5第1項 ・施行規則第131条の13第1項第8号	1
合 計			11	

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(1) 内容及び手続の説明及び同意、契約の締結等	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	条例第177条(第9条第1項の準用) 解釈通知第三・七4(28)(第三・一4(2)①の準用)	2
	(11) サービス提供の記録	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録してください。	・条例第189条(第155条第2項の準用) ・解釈通知第三・七4(2)	1
	(14) 取扱方針	身体的拘束等を行う場合には、家族等に説明し、理解を得た上で、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。	・条例第182条第6項及び第7項 ・解釈通知第三・七4(4)② ・身体拘束ゼロへの手引き(H13.3厚生労働省)(P22-25)	1
自己評価(自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価)を行い、常にその改善を図ってください。		・条例第182条第9項	1	

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(16)	介護、食事	褥瘡の発生を予防するための体制を整備してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第183条第6項 ・解釈通知第三・七5(5)④(第三・七4(6)⑤の準用) 	1
	(23)	運営規程、重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第186条 ・解釈通知第三・七5(8)②(第三・七4(18)⑤の準用) 	2
	(27)	非常災害対策	地域の実情に鑑み、非常災害(風水害)に関する具体的な計画を策定してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第177条(第59条の15の準用) ・解釈通知第三・七4(28)(第三・二の二3(8)①の準用) ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について(S62.9.18社施第107号) ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(H28.9.9老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発0909第1号) 	1
	(28)	衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・解釈通知第三・七4(21)②イ 	1
	(36)	事故発生の防止・発生時の対応	入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第175条第2項 ・介護保険施設等における事故の報告様式等について(厚生労働省 R3.3.19) 	2
			合 計	12	

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
 に対する運営指導における指摘内容一覧（業種・項目別）

○指定看護小規模多機能型居宅介護

1. 文書指摘 : なし

2. 口頭指摘

(単位: 件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
2	(1) 従業者の員数	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を2以上としてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第191条第1項及び第2項 ・解釈通知第三・八2(1)㉔ 	1
3	(23) 運営規程、重要事項説明書	重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第202条（第9条第1項の準用） ・解釈通知第三・八4(9)（第三・一4(2)㉑の準用） 	1
	(40) 主治の医師との関係	看護サービスの利用対象者はその主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第198条第2項 ・解釈通知第三・八4(2)㉑及び㉒ 	1
合 計				3

令和5年度 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
 に対する運営指導におけるグッドポイント項目一覧

No.	実施内容
1	<p>日々の介護現場において、利用者とのコミュニケーションの中で受けた温かい言葉や感謝の言葉等を『にやりほっと』として各従業員が記録し、回覧している。 従業員のモチベーション向上に資する面白い取組としてグッドポイントとする。</p>
2	<p>利用者家族とSNSで連携しており、意見等を受け取り易い運営となっている。また、そこでもらった感謝の言葉などを従業員にフィードバックするなどしてモチベーション向上につなげているとのこと。働きがいの創出や職場環境の向上に資する良い取組としてグッドポイントとする。</p>
3	<p>避難訓練を毎月の定例的な行事として実施している。利用者が認知症であることから、火事等が緊急事態であるという認識が薄く、対応がどうしても遅れがちになるため、行動を習慣化させる意味合いで高頻度にて行っているとのこと。利用者の特性に配慮した取組としてグッドポイントとする。</p>
4	<p>従業員全員出席の下行われている身体拘束適正化委員会において、毎回（3月に1回）、身体拘束につながりかねない利用者の状況等について、現場からの意見を直接あげてもらい議題としている。その場で全員が共有し、その対応や今後のケア等について協議できる場となっていることから、非常に有意義かつ実のあるものとなっているものとし、グッドポイントとした。また、従業員が利用者のケアについて一人で抱え込まない体制となっていることも、虐待等の発生抑制にもつながる良い取組だと思う。</p>
5	<p>研修の報告書について、参加者全員が作成し回覧するようになっており、作成時に個々で内容を振り返る機会となっていると同時に、回覧時に他者の気づきや仕事に活かす方法等も共有できるようにしている。研修の学びを実践に活かす良い取組とし、グッドポイントとした。</p>
6	<p>焦点情報（24時間生活変化シート）という独自様式を使用し、毎日の介護や利用者の状態を細かく記録している。利用者の様子をつぶさに観察し、業務にフィードバックすることで質の高いケアに繋がっている。また、6月に1回の計画見直しの際にこれを参考とし日々の生活状況等を振り返ることで、それぞれの利用者にあった細やかな計画が作成できており、画一的な計画になってしまうことを防ぐ役割も果たしている。 以上のことから、他の見本となる良い取組としてグッドポイントとする。</p>